

安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 11 条まで (略) (扶養手当)	第 1 条から第 11 条まで (略) (扶養手当)

第 12 条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) (略)

3 扶養手当の月額を、前項第 1 号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円 _____ とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 _____ がある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 13 条 削除

第 12 条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) (略)

3 扶養手当の月額は _____、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第 13 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(通勤手当)

第 14 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(通勤手当)

第 14 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3

号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第 5 項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(_____ 支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) _____

アからスまで (略)

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額 _____

_____、第 1 号に定める額又は前号に定める額

号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下 _____ 「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者 _____ の支給単位 _____ の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下 _____ 「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員 _____ にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

アからスまで (略)

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第 1 号、次項及び第 5 項において「新幹線鉄道等」という。)</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下</p>
<p>_____を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第 1 号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下 _____ 同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第 5 項において「特別料金等相当額」という。)</p>	<p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4 前項の規定は、新たに _____ _____ _____給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等 _____ を利用し、そ</p>	<p>4 前項の規定は、他の地方公共団体の職員、国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の適用を受ける者に限る。)又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者(以下「他の地方公共団体の職員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、そ</p>

の利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2及び3 (略)

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する_____。

の利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらのものとの権衡上必要があると認められる者として規則で定めるもの

2及び3 (略)

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する(当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。)

<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>1 級地 100 分の 20</u></p>	<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>甲地 100 分の 7.5 (規則で定める地域にあつては、規則で定める区分に応じ、100 分の 16 又は 100 分の 20)</u></p>
<p>(2) <u>2 級地 100 分の 16</u></p> <p>(3) <u>3 級地 100 分の 12</u></p> <p>(4) <u>4 級地 100 分の 8</u></p> <p>(5) <u>5 級地 100 分の 4</u></p>	<p>(2) <u>乙地 100 分の 4.5</u></p>
<p>3 <u>前項の地域手当の級地は、規則で定める。</u></p> <p>(単身赴任手当)</p>	<p>3 <u>前項の甲地及び乙地は規則で定める。</u></p> <p>(単身赴任手当)</p>
<p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員になったこと</u></p>	<p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p>
<p>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 <u>その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p>	<p>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 <u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u> <u>その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p>
<p>4 (略)</p> <p>第 18 条から第 24 条まで (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>第 18 条から第 24 条まで (略)</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 25 条 前条第 1 項の規定に基づく規則で定める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 25 条 前条第 1 項の規定に基づく規則で定める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務</p>

<p>手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 第 1 項に規定する場合 同項 の勤務 1 回につき、7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上で規則で定めるもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 27 条及び第 28 条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 29 条 (略)</p>	<p>手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>とする。</p> <p>(1) 週休日等に勤務した場合 第 1 項の勤務 1 回につき、7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上で規則で定めるもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額</p> <p>に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 27 条及び第 28 条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 29 条 (略)</p>
---	---

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</u>において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に_____</p> <p>_____</p> <p>_____100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、<u>それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額</u>とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)</u>において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>それぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額</u></p>
<p>4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。<u>この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。_____</p> <p>_____</p>
<p>5 <u>前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第30条 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p>第30条 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>
<p>第31条 第12条_____及び第24条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第31条 第12条、第13条、第15条及び第24条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

第 32 条から第 35 条まで (略)

別表第 1(第 5 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700

第 32 条から第 35 条まで (略)

別表第 1(第 5 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700

22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	

22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	

84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000		398,500	
87	256,300	297,400	346,400		398,800	
88	256,600	297,700	346,800		399,000	
89	256,900	298,000	347,000		399,200	
90	257,200	298,300	347,400		399,500	
91	257,500	298,600	347,800		399,800	
92	257,800	299,000	348,200		400,000	
93	258,100	299,200	348,400		400,200	
94		299,400	348,800		400,500	
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				

84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400		398,500	
95		299,700	347,800		398,800	
96		300,100	348,200		399,000	
97		300,300	348,400		399,200	
98		300,600	348,800		399,500	
99		301,000	349,200		399,800	
100		301,400	349,500		400,000	
101		301,600	349,800		400,200	
102		301,900	350,200		400,500	
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				

115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

別表第2(第5条関係)
消防職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	1	円 211,600	円 232,600	円 255,500	円 295,400	円 331,900	円 353,300	円 384,100
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300

別表第2(第5条関係)
消防職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	1	円 211,600	円 232,600	円 255,500	円 290,400	円 320,000	円 342,400	円 364,800
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200

外の 職員	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	

外の 職員	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	

38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100

69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			
87	303,200	322,000	347,000	388,400			
88	303,900	323,000	348,400	389,000			
89	304,600	324,000	349,700	389,300			
90	305,400	325,300	350,900	389,800			
91	306,200	326,500	352,100	390,300			
92	306,900	327,700	353,400	390,800			
93	307,400	328,900	354,700	391,200			
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			

69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800			
95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			

100	313,600	337,500	363,900	394,500
101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	

100	313,600	337,500	363,900	392,600
101	314,500	338,900	365,000	393,000
102	315,500	339,800	366,100	393,500
103	316,500	340,800	367,200	394,000
104	317,400	341,900	368,300	394,500
105	318,200	343,000	369,500	394,800
106	318,800	344,100	370,000	395,200
107	319,400	345,100	370,600	395,700
108	320,000	346,100	371,200	396,000
109	320,500	347,300	371,800	396,300
110	321,000	348,300	372,300	396,800
111	321,400	349,300	372,700	397,300
112	321,900	350,200	373,200	397,800
113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	

131	360,900	381,900						131	360,900	381,900						
132	361,300	382,400						132	361,300	382,400						
133	361,500	382,700						133	361,500	382,700						
134	362,000	383,200						134	362,000	383,200						
135	362,400	383,600						135	362,400	383,600						
136	362,700	384,000						136	362,700	384,000						
137	363,000	384,300						137	363,000	384,300						
138	363,400	384,800						138	363,400	384,800						
139	363,900	385,300						139	363,900	385,300						
140	364,400	385,800						140	364,400	385,800						
141	364,700	386,100						141	364,700	386,100						
142	365,200							142	365,200							
143	365,700							143	365,700							
144	366,200							144	366,200							
145	366,500							145	366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	定年 前再 任用 短時 間勤 務員	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	
別表第3 (略)								別表第3 (略)								

(安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項</u>の規定による号給の決定 _____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)第5条から第8条まで、第11条から第12条まで、第15条及び第24条_____の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 給与条例第12条_____、第15条及び第17条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 安芸高田市職員の給与に関する条例(平成16年安芸高田市条例第44号。以下「給与条例」という。)第5条から第8条まで、第11条から第13条まで、第15条、第24条及び第29条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 給与条例第12条、<u>第13条</u>、第15条及び第17条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

(安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条から第5条まで (略)</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第6条 給与条例第9条及び第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、<u>同条第4項</u>中「勤務時間条例第3条から第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の2 <u>給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条から第5条まで (略)</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第6条 給与条例第9条及び第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、<u>第10条第4項</u>中「勤務時間条例第3条から第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p>

第7条から第11条まで (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(月額として定められているものに限る。)の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第13条から第15条まで (略)

(基本報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬として、全てのパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成16年安芸高田市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、基準月額を給料の月額として第22条の規定により得た額とする。

4 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、前項により得た額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を乗じた額とする。

5 (略)

第17条 (略)

(地域手当に相当する報酬)

第7条から第11条まで (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(月額として定められているものに限る。)の月額の合計額」とあるのは「給料の月額_____」と読み替えるものとする。

第13条から第15条まで (略)

(報酬の額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬として、全てのパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成16年安芸高田市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を給料の月額として第22条の規定により得た額とする。

4 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、前項により得た額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を乗じた額とする。

5 (略)

第17条 (略)

第17条の2 給与条例第16条に規定する地域手当の支給を受ける職員の例により、地域手当に相当する報酬をパートタイム会計年度任用職員について支給する。

第18条及び第19条 (略)

(休日勤務手当に相当する報酬)

第20条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)及び12月29日から1月3日までの年末年始(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)(以下「祝日法による休日」という。)に勤務を命じられたパートタイム会計年度任用職員には、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分125から100分150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

第21条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第16条に規定する基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

第23条 (略)

(期末手当)

第24条 給与条例第26条から第28条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める1週間当たりの勤務時間が少ないパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条第1項に

第18条及び第19条 (略)

(休日勤務手当に相当する報酬)

第20条 国民の祝日に関する法律_____による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)及び12月29日から1月3日までの年末年始(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)(以下「祝日法による休日」という。)に勤務を命じられたパートタイム会計年度任用職員には、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分125から100分150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

第21条 (略)

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第16条に規定する基準月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

第23条 (略)

(期末手当)

第24条 給与条例第26条から第28条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める1週間当たりの勤務時間が少ないパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条第1項に

<p>において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第26条の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額(基本報酬が月額又は時間額で定められている場合には、規則で定める方法により算出した額)とする。</p>	<p>において同じ。)について準用する。 _____ _____ _____</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第24条の2 給与条例第29条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額(基本報酬が月額又は時間額で定められている場合には、規則で定める方法により算出した額)とする。</p>	<p>(勤勉手当) 第24条の2 給与条例第29条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。 _____ _____ _____</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第25条から第32条まで (略)</p>	<p>第25条から第32条まで (略)</p>

(安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
第4条のうち、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正規定の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

あったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の安芸高田市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当等に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当及び地域手当に相当する報酬の月額、第1条改正後給与条例第16条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を越えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第1条改正後給与条例第14条第4項及び第17条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2条関係)

号給の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10

27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39

56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	

84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	73	
87	83	79	79	73	
88	84	80	80	73	
89	85	81	81	73	
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90		86		
95	91		87		
96	92		88		
97	93		89		
98	94		90		
99	95		91		
100	96		92		
101	97		93		
102	98		94		
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				

113	109				
-----	-----	--	--	--	--

2 消防職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	新 号 給			
	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12

25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69

82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			